

意見募集案件	北広島霊園の指定管理者制度導入について
担当課	市民環境部環境課 電話 011-372-3311 内 825・844

意見募集期間	平成 29 年 4 月 15 日(土)から平成 29 年 5 月 15 日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(環境課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク市民サービスコーナー、 図書館、中央公民館、大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 4 月 15 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	◇書面(様式自由)による提出 ◇持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ◇意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	市民環境部環境課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-6188 電子メールアドレス: kankyo@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表 予定時期	市ホームページにて平成 29 年 5 月下旬頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときは その内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 公の施設については、平成 17 年度に指定管理者制度活用の基本方針を定め、民間事業者等のノウハウを活用することにより、行政サービスの向上や公の施設の効果的かつ効率的な運営につながるものについて指定管理者制度を活用することになり、平成 26 年度に策定した行財政改革大綱では、具体的な改革内容を示した行財政改革実行計画において、指定管理者制度の導入があげられています。 近年、施設の管理について創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図るため、本市においても指定管理者制度の導入施設が増加してきていますが、北広島霊園につきましても、更なる市民サービスの向上に向けて指定管理者制度を導入するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 北広島霊園の運営管理を指定管理者に行わせるため、「北広島市霊園条例」及び「北広島市霊園条例施行規則」の一部を改正します。 【条例で定める事項】 ① 霊園の管理を指定管理者に行わせることができること。 ② 指定管理者が行う業務 (1) 霊園の維持管理に関する業務 (2) 霊園の使用許可に関する業務 (3) 合葬式墓地への焼骨の埋蔵に関する業務 (4) その他市長が定める業務 ③ 指定管理者は、適正に霊園の管理を行うこと。 (3) その案の根拠となる法令等 地方自治法第 244 条の 2 北広島市公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 指定管理者の創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスを提供します。 (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 千歳市、恵庭市、岩見沢市などのほか、全国の自治体で導入されています。
対象となる政策等 の原案	別紙「北広島霊園の指定管理者制度導入について」のとおり
その他	◇パブリックコメント後のスケジュール 平成 29 年 6 月 市議会第 2 回定例会 条例議案上程